

板橋区住民基本台帳関連課と戸籍住民
課の連携による不現住者等の調査要綱

(令和5年2月28日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第14条に規定する住民基本台帳の正確な記録を確保するため、板橋区住民基本台帳関連課（以下「関連課」という。）及び戸籍住民課（区民事務所を含む。以下同じ。）が所管事務を管理し、執行することに伴い、不現住者等を知ったとき等に行う東京都板橋区住民基本台帳事務取扱規則（昭和62年3月31日東京都板橋区規則第23号）第9条に規定する実態調査の事務処理方法及び第10条の規定に基づく住民基本台帳事務の処理に関し必要な事項を定め、関連課相互間及び関連課と戸籍住民課間の密接な連携の下に、住民基本台帳の適切な管理及び利用を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において「不現住者等」とは、住民票に記録された住所に生活の本拠を有しないか、又は、有しないと思われる者をいう。

2 この要綱において「関連課」とは、板橋区住民基本台帳関連課と戸籍住民課の連携による不現住者等の調査要綱実施細目（令和5年2月21日部長決定。以下「細目」という。）で定めるものをいう。

(関連課による不現住者等の調査及び連絡)

第3条 関連課は、所管事務の管理執行に当り不現住者等を知ったときは、当該関連課の職務権限の範囲においてその事実の調査を行い、その結果、住民基本台帳の正確性を確保するための措置を行う必要があると認めるときは、細目で定める「不現住者調査票」及び「不現住者調査連絡票」（以下「連絡票」という。）を作成する。

2 関連課は、連絡票により、当該不現住者等の住所を管轄する区民事務所長又は戸籍住民課長（以下「戸籍住民課長等」という。）に連絡する。

3 前2項の規定にかかわらず、選挙管理委員会事務局は、連絡票に代えて、返送された「投票所のお知らせ」により、戸籍住民課長に連絡する。

(戸籍住民課による定期調査)

第4条 前条第3項に基づき、返送された3年ごとに行われる参議院議員選挙に係る「投票所のお知らせ」の送付を受けたとき、戸籍住民課長等は居住実態の定期調査を行う。

(戸籍住民課による不現住者等の随時調査)

第5条 次に掲げる事項に該当する場合、戸籍住民課長等は居住実態の随時調査を行う。

(1) 第3条第2項及び第3項による連絡票等を受けたとき。

(2) 世帯主、同一世帯員、管理人等調査の対象となる事実に関係を有する者（以下「関係人等」という。）からの申立てを受けたとき。

(3) 前2項に定める場合のほか、必要があると認めるとき。

（調査の方法及び所管区域）

第6条 調査の方法は、照会確認調査及び戸別訪問調査により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず不現住者等が当該住所に生活の本拠を有していないことが明らかな場合は、調査を省略することができる。

3 所管区域は、細目で定める。

（照会確認調査）

第7条 照会確認調査は、届出等で疑義が生じた場合において、次に掲げる事項について関係人等に申立書を記入させ、記載内容と対象者の住民登録との照合、確認を行うものとする。

(1) 住所及び方書

(2) 世帯主氏名

(3) 対象者氏名

（戸別訪問調査）

第8条 戸別訪問調査は、前条の照会確認調査の結果、戸籍住民課長等が調査の必要があると認めたとき及び第4条の規定による送付を受けたとき並びに第5条各号の一に該当する場合で、調査の必要があると認めたときに行うものとする。

（調査員）

第9条 調査員は、戸籍住民課に勤務する職員をもって充てる。

（住民票の処理）

第10条 戸籍住民課長等は、不現住者等が当該住所に生活の本拠を有していないと判断した場合で、当該不現住者の居所又は連絡先が判明したときは、届出の催告をする。

2 戸籍住民課長等は、不現住者が当該住所に生活の本拠を有しなくなってから相当期間が経過していると判断した場合で、当該不現住者の居所又は、連絡先が判明しないときは、住民票の職権消除の手続きをとる。前項の規定による届出の催告後、相当期間経過しても届出がなされない場合も同様とする。

（職権消除の通知）

第11条 前条第2項の規定により職権で住民票の消除を行ったときは、住民基本台帳法施行令第12条第4項前段の規定により、細目で定める通知文にて、その旨を当該職権消除に係る者へ通知するものとする。

2 前項の場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないとき、その他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示するものとする。

(関連課への処理結果の連絡)

第12条 戸籍住民課長等は、第10条の規定による住民票の処理結果を連絡票に付記し、当該連絡票を発送した関連課（選挙管理委員会事務局を除く。）に返戻する。調査の結果、対象者が当該住所に生活の本拠を有していることが判明した場合も同様とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、区民文化部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 板橋区住民基本台帳関連課と戸籍住民課の連携による不現住者等の調査要領（昭和54年7月24日区民部長決定）は、令和4年3月31日限り廃止する。

付 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。